

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 6 月 10 日

三原市長 天満 祥典

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
三原市沼田東町 本市地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 26 年 10 月 23 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
法人 2 経営体
個人 2 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、農地中間管理機構に貸し付けるよう努める。
中心的経営体の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、農地中間管理
機構に貸し付けるよう努める。
- 6 地域農業の将来のあり方
既に中心的経営体に農地を貸し付けている人は、継続して農地を貸し付ける。
現状維持で農業を継続する人は、リタイアや経営転換を行う際に農地中間管理機構を通
じて中心的経営体に農地を集積するよう努める。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 6 月 10 日

三原市長 天満 祥典

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
三原市大和町 下草井地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 26 年 10 月 23 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
個人 3 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間
管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方
集落の中心的経営体に農地を集積することで農地保全に努める。また、中山間地域直接
支払制度の活用を検討し、集落の農業者全員で更なる農地保全に努めるなかで、新規就農
などの促進を検討する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 6 月 10 日

三原市長 天満 祥典

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
三原市大和町 萩原 1 区地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 26 年 10 月 23 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
法人 2 経営体
個人 1 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、農地中間管理機構に貸し付けるよう努める。
中心的経営体の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、農地中間管理機構に貸し付けるよう努める。
- 6 地域農業の将来のあり方
中心的経営体は相互に協力し、地域農業の発展に寄与するよう努める。
現状維持で農業を継続する人は、リタイアや経営転換を行う際に農地中間管理機構を通じて中心的経営体に農地を集積するよう努める。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 6 月 10 日

三原市長 天満 祥典

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
三原市久井町 原谷・市西・市谷東地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 26 年 12 月 19 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
法人 2 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている
- 5 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、農地中間管理機構に貸し付けるよう努める。
中心的経営体の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、農地中間管理機構に貸し付けるよう努める。
- 6 地域農業の将来のあり方
水稻中心の経営から野菜等を導入し、複合化を図る。
中心的経営体及び現状維持で農業を継続する人達の話し合いの場を設定し、持続的な農業を実現する。